

## 役員費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人夢のつばさの法人業務に伴う役員等に対する費用弁償について定める。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 前条の(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

	2時間以内	半日	一日
所在地が飯田下伊那郡内の者	2,000円	4,000円	7,000円
その他の者	12,000円	14,000円	17,000円

- 2 前条の(4)、(5)及び(6)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人夢のつばさ旅費規程」を準用し旅費を支給する。旅費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。

(適用除外)

第4条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第2条の(1)から(3)の業務の場合は、この規程は適用しない。

この場合、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

附 則

この規程は、平成 21年 4月 1日から施行する。